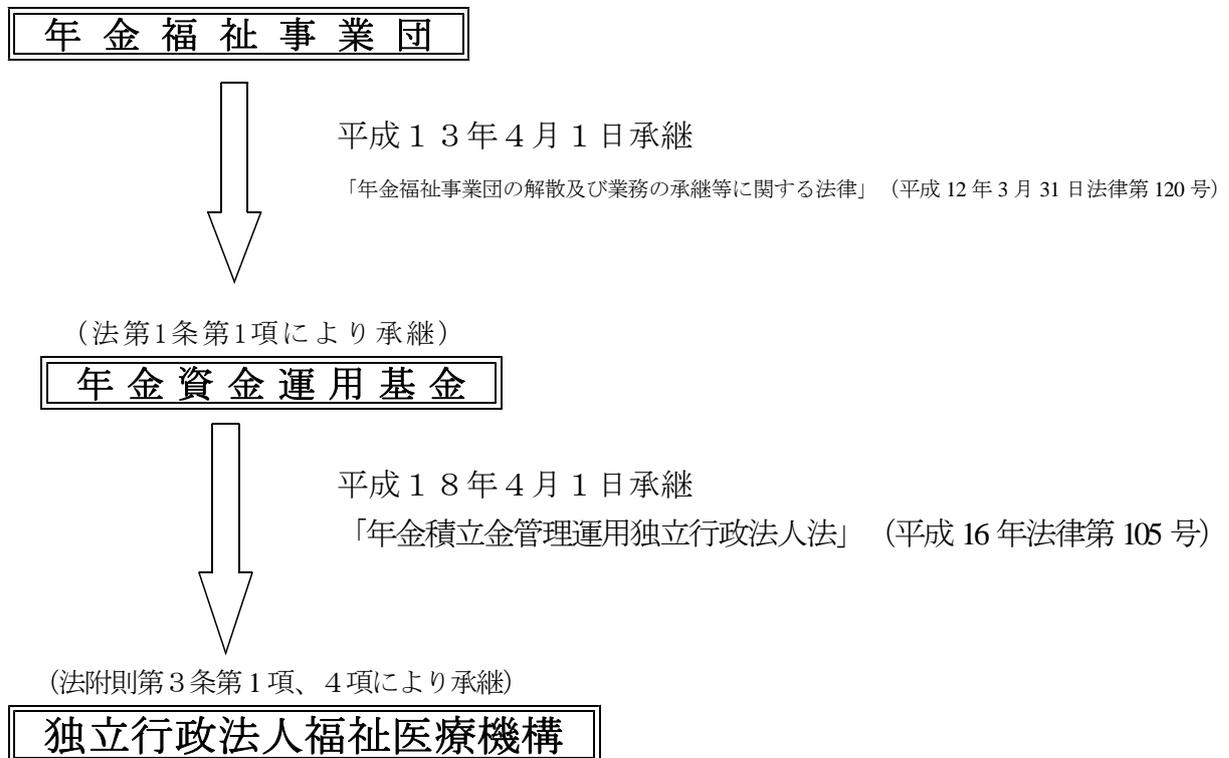


独立行政法人福祉医療機構の不動産登記事務取扱について

【Ⅰ】概要



【Ⅱ】登記手続き

1. 年金福祉事業団名義の登記について

(1) 所有権移転の登記

- ①年金福祉事業団名義の不動産（平成18年3月31日以前の原因で第三者に譲渡されているものを除く）
⇒ 独立行政法人福祉医療機構（以下「福祉医療機構」という。）の申請により、原因を併記し、直接福祉医療機構に移転
- ②年金福祉事業団名義の不動産のうち、平成13年4月1日から平成18年3月31日までの間に第三者に譲渡されたもの
⇒ 第三者への所有権移転の前提として、福祉医療機構の申請により年金資金運用基金への所有権移転
- ③年金福祉事業団名義の不動産のうち、平成13年3月31日までに第三者に譲渡されたもの

⇒ 福祉医療機構と第三者の申請により、年金福祉事業団から第三者への所有権移転

(2) (根) 抵当権の移転

①年金福祉事業団が名義人であるもの（平成18年3月31日まで抹消原因が生じているものを除く）

⇒ 福祉医療機構の申請で、移転原因を併記して直接福祉医療機構に移転

②年金福祉事業団が名義人であるもので平成13年4月1日から平成18年3月31日まで間に抹消原因が生じているもの

⇒ 抹消登記の前提として、福祉医療機構の申請により、年金資金運用基金への移転登記を行う

(3) (根) 抵当権の抹消登記

年金福祉事業団が抵当権等の名義人であるもので平成13年3月31日までに抹消原因が生じているもの

⇒ 福祉医療機構と権利者の申請により、抵当権等の抹消

2. 年金資金運用資金名義の登記について

(1) 所有権移転の登記

①年金資金運用資金が所有権の名義となっている不動産（平成18年3月31日以前の原因で第三者に譲渡されているものを除く）

⇒ 福祉医療機構の申請により、福祉医療機構に移転

②年金資金運用資金が所有権の名義となっているの不動産のうち、平成18年3月31日までに第三者に譲渡されたもの

⇒ 福祉医療機構と第三者の申請により、年金資金運用基金から第三者への所有権移転

(2) (根) 抵当権の移転

年金資金運用資金が抵当権等の名義人となっているの不動産（平成18年3月31日まで抹消原因が生じているものを除く）

⇒ 福祉医療機構の申請で、福祉医療機構に移転

(3) (根) 抵当権の抹消登記

年金資金運用資金が抵当権等の名義人であるもので平成18年3月31日までに抹消原因が生じているもの

⇒ 福祉医療機構と権利者の申請により、抵当権等の抹消

4. 第三者名義の登記について

年金資金運用基金を抵当権者として平成18年8月31日までに設定された抵当権等について、その設定の登記がされていない不動産については、福祉医療機構と登記義務者の申請により、年金資金運用基金名義の抵当権等の設定登記を行う。

5. その他

- ①年金福祉事業団から年金資金運用基金への所有権及び抵当権等の権利の承継並びに年金資金運用基金から独立行政法人福祉医療機構への所有権及び抵当権等の権利の承継については、その事実が法律により明らかであるから、その添付は省略。
- ②独立行政法人福祉医療機構の理事長は、厚生労働大臣が任命し、官報をもって公告するので、独立行政法人福祉医療機構が承継に係る登記を申請する場合には、理事長の資格証明書は添付を省略する。
- ③年金福祉事業団の事務所が解散前の表示となっているものについては、登記名義人の表示変更登記を省略すると共に、年金福祉事業団及び年金資金運用基金を承継者とする抵当権の移転及び抹消の登記を申請する場合には、変更を証する書面の添付は省略する。

参考：平成18年3月17日民二第 692号 (抄)

平成18年7月 4日民二第1497号 (抄)